

(案)

あま市障がい福祉計画

概 要 版

イラスト

平成 27 年 3 月

あ ま 市

1 計画策定の趣旨

あま市では、合併前の七宝町、美和町、甚目寺町においてそれぞれ第1期障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）、第2期障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定しています。合併後は、第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等、計画的に施策の推進を図ってきましたが、このたび第3期障がい福祉計画の計画期間の終了に伴い、新たに計画を策定することとなりました。

そのため、前計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービスに関する数値目標やそれらの提供体制の確保のための方策等を定める第4期障がい福祉計画を策定します。

2 計画の期間

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画は、平成27年度からの3か年を第4期として策定します。

3 基本理念

本市では、これまでも障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として暮らせる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことのできるまちをめざし、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

今後も、あま市障がい者計画の基本理念である「ともにあゆむ自立支援社会をめざして」の理念を共有し、すべての障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの基盤整備や提供体制の確保に努めていきます。

【計画の基本理念】

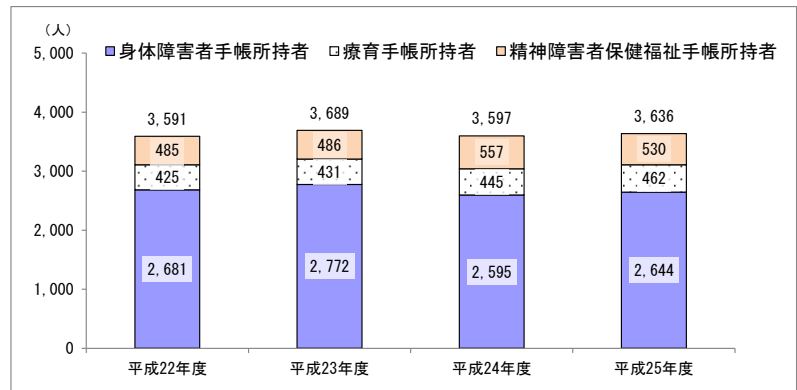
ともにあゆむ自立支援社会をめざして

4 障がいのある人の現状と課題

■障がい者数は増加傾向

本市における、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 25 年度末現在 3,636 人となっています。平成 22 年度からの推移をみると、45 人増加しています。障がい別でみると、知的障がい者や精神障がい者数は増加しています。

イラスト



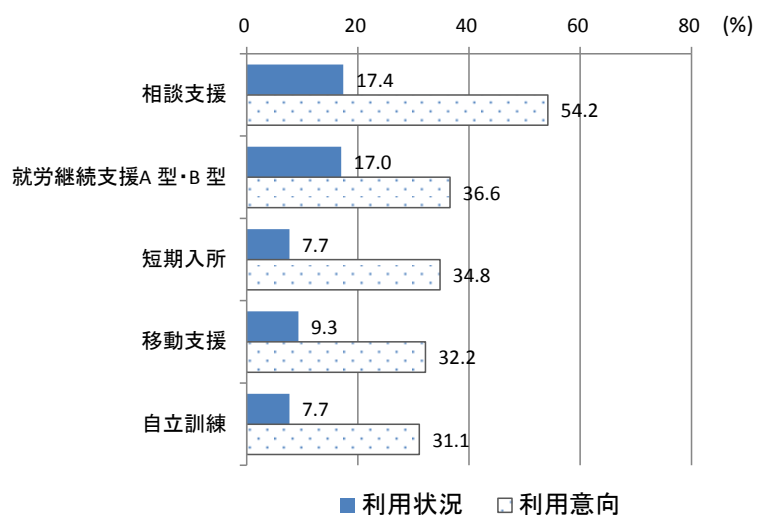
資料：「庁内資料」

■障害福祉サービスの潜在的なニーズは高い

現状の利用に対して、全般的にニーズは大きくなっており、潜在的なニーズがうかがえます。特に、相談支援に関しては、利用意向が 54.2%と高い割合を示しており、今後の相談支援の体制作りが課題となります。また、障がい種別ごとのサービスニーズに対応できるように、サービスの充実を図る必要があります。

イラスト

利用状況と利用意向（利用意向の高い上位 5 項目抜粋）



資料：「障害者手帳所持者に対するアンケート調査より」

5 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、6つの基本的方針を踏まえ、数値目標を設定し、その達成に向けて計画的に推進していきます。

1 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの充実を図ります。

2 日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの充実を図ります。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

5 相談支援体制の整備・充実

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。

6 障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

6 計画の数値目標

第4期の障がい福祉計画では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成29年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成29年度末における地域生活移行者数の目標値を設定することとなっています。目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本としています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとなっています。目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定することとします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

(1) 福祉施設入所の地域生活への移行

平成25年度末入所者数 54人



平成29年度末
施設入所者数 51人 (5.6%減少)
地域生活移行者数 7人 (13.5%が移行)

(2) 地域生活支援拠点等の整備



平成29年度までに市内又は圏域に1箇所整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成24年度末の一般就労移行者数 0人



平成29年度の一般就労移行者数 2人

(4) 福祉施設から一般就労への移行

平成25年度末の就労移行支援事業
の利用者数 19人



平成29年度の就労移行支援事業
の利用者数 31人 (63.2%増加)

(1) 自立支援給付の見込み量

(1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス	居宅介護	80 人	90 人	100 人
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護	1,205 時間	1,355 時間	1,506 時間
	重度障害者等包括支援			
日中活動系サービス	生活介護	148 人	162 人	169 人
		2,751 人日	3,011 人日	3,141 人日
	自立訓練（機能訓練）	2 人	3 人	3 人
		30 人日	45 人日	45 人日
	自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	3 人
		57 人日	57 人日	57 人日
	就労移行支援	23 人	27 人	31 人
		451 人日	529 人日	608 人日
	就労継続支援（A 型）	70 人	80 人	90 人
		1,304 人日	1,490 人日	1,676 人日
	就労継続支援（B 型）	115 人	130 人	145 人
		2,077 人日	2,347 人日	2,618 人日
	療養介護	7 人	7 人	7 人
	短期入所（福祉型）	27 人	29 人	31 人
		151 人日	161 人日	176 人日
	短期入所（医療型）	4 人	4 人	5 人
		23 人日	24 人日	26 人日
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	47 人	52 人	59 人
	施設入所支援	53 人	52 人	51 人
相談支援	計画相談支援	40 人	50 人	60 人
	地域移行支援	2 人	2 人	2 人
	地域定着支援	2 人	2 人	2 人
障害児支援 （児童福祉法に基づくサービス）	児童発達支援	15 人	19 人	23 人
		83 日	103 人日	129 人日
	放課後等デイサービス	120 人	131 人	143 人
		1,055 人日	1,151 人日	1,255 人日
	保育所等訪問支援	0 人	0 人	0 人
		0 人日	0 人日	0 人日
	医療型児童発達支援	6 人	7 人	8 人
		95 人日	106 人日	122 人日
	障害児相談支援	12 人	14 人	17 人

(2) 地域生活支援事業の見込み量

(年間あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	無	無	無
	自発的活動支援事業	無	無	無
	相談支援	障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所
		地域自立支援協議会	実施	実施
	市町村相談支援機能強化事業	無	無	無
	住宅入居等支援事業	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	16 件	21 件
		手話通訳者設置事業	未実施	実施
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	2 件	2 件
		自立生活支援用具	22 件	24 件
		在宅療養等支援用具	19 件	20 件
		情報・意思疎通支援用具	8 件	8 件
		排せつ管理支援用具	1,866 件	1,959 件
		居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3 件	3 件
	手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
	移動支援事業	45 人	47 人	49 人
		448 時間	475 時間	504 時間
	地域活動支援センター事業	59 人	71 人	85 人
		604 日	676 日	757 日
任意事業	訪問入浴サービス事業	5 人	6 人	8 人
		15 日	18 日	22 日
	日中一時支援事業	80 人	81 人	82 人
		641 日	628 日	615 日
	自動車改造費助成事業	6 件	6 件	6 件
	自動車運転免許証取得助成事業	1 人	1 人	1 人

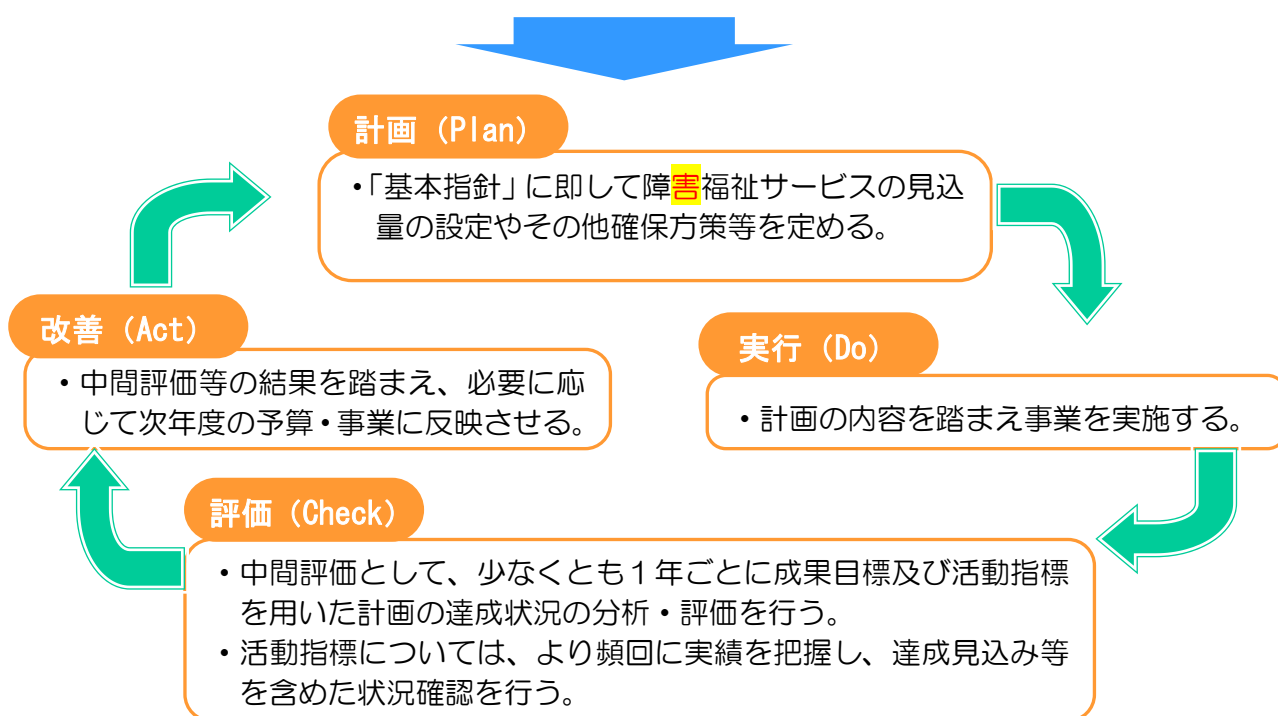
7 計画の推進体制

(1) 計画の点検・評価の考え方

障がい福祉計画では、PDCAサイクルのもとに計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。そのため、本市においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい福祉計画の中間評価を実施していきます。

基本指針

障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



(2) 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、障がい者及びその家族、福祉、医療、教育などの関係機関で構成された、障害者総合支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

(3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、広報及びホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

あま市障がい福祉計画【概要版】

平成27年3月 あま市 福祉部 社会福祉課

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

TEL (052) 444-1001 (代) 444-3135 (ダイヤルイン)